

令和3年12月24日

【照会先】

広島労働局職業安定部職業対策課

課長 永谷 博之

地方障害者雇用担当官 山口 純子

(電話) 082 (502) 7832

令和3年 障害者雇用状況の集計結果

—令和3年障害者雇用状況報告（令和3年6月1日現在）の集計結果—

広島労働局（局長：阿部^{あべ} 充^{みつる}）では、このほど、広島県内に本社のある民間企業 2,437 社及び地方公共団体等公的機関における、令和3年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率2.3%）

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。
 - ・雇用障害者数は11,962.0人で対前年4.4%（501.5人）増加
 - ・実雇用率は2.30%、対前年比0.05ポイント上昇
- 法定雇用率達成企業の割合は48.0%（前年比1.0ポイント減少）

<公的機関>（同2.6%。ただし、都道府県教育委員会及び一部の市町村教育委員会は2.5%）

- ・県の機関：雇用障害者数 189.0人（182.0人）、実雇用率 2.67%（2.61%）
- ・市町の機関：雇用障害者数 911.5人（847.0人）、実雇用率 2.70%（2.56%）
- ・教育委員会：雇用障害者数 343.5人（330.0人）、実雇用率 2.68%（2.59%）

<地方独立行政法人等>（同2.6%）

- ・雇用障害者数 91.5人（88.5人）、実雇用率 2.74%（2.72%）

※（ ）は前年の値

1 民間企業における状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率 2.3%）に雇用されている障害者の数は 11,962.0 人で、前年より 501.5 人増加（前年比 4.4%増）した。
- ・ 雇用障害者のうち、身体障害者は 6,513.0 人（対前年比 2.4%増）、知的障害者は 3,381.5 人（同 5.0%増）、精神障害者は 2,067.5 人（同 10.2%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は 2.30%（前年は 2.25%）、法定雇用率達成企業の割合は 48.0%（同 49.0%）であった。

なお、法定雇用率未達成企業 1,267 社のうち、障害者を 1 人も雇用していない企業（0 人雇用企業）は 735 社で、未達成企業全体の 58.0%を占めている。

○ 企業規模別状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5～100 人未満規模企業で 1,452.5 人、100～300 人未満で 2,544.0 人、300～500 人未満で 1,301.0 人、500～1,000 人未満で 1,689.0 人、1,000 人以上で 4,975.5 人となった。
- ・ 実雇用率は、43.5～100 人未満規模企業で 1.77%、100～300 人未満で 1.96%、300～500 人未満で 2.06%、500～1,000 人未満で 2.69%、1,000 人以上で 2.71%となった。

なお、民間企業全体の実雇用率 2.30%と比較すると、500～1,000 人未満（2.69%）及び 1,000 人以上（2.71%）で実雇用率以上となっている。

- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100 人未満規模企業で 47.2%、100～300 人未満で 50.8%、300～500 人未満で 38.8%、500～1,000 人未満で 46.3%、1,000 人以上で 55.2%となった。

○ 産業別状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」「情報通信業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」以外の業種で前年よりも増加した。
- ・ 実雇用率は、製造業（2.42%）、生活関連サービス業、娯楽業（2.83%）、医療、福祉（2.65%）、その他（2.50%）では法定雇用率を上回っている。

2 公的機関における状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.6%）

県の機関に在職している障害者の数は189.0人で、前年より3.8%（7.0人）増加しており、実雇用率は2.67%と、前年に比べ0.06ポイント上昇した（前年は2.61%）。

県の機関は2機関中2機関で達成。

(2) 市町の機関（法定雇用率2.6%）

市町の機関に在職している障害者の数は911.5人で、前年より7.6%（64.5人）増加しており、実雇用率は2.70%と、前年に比べ0.14ポイント上昇した（前年は2.56%）。

市町の機関は32機関中28機関で達成。

(3) 教育委員会（法定雇用率2.5%）

教育委員会に在職している障害者の数は343.5人で、前年より4.1%（13.5人）増加しており、実雇用率は2.68%と、前年に比べ0.09ポイント上昇した（前年は2.59%）。

法定雇用率が2.5%となる教育委員会は県教育委員会1機関のみであり達成。

3 独立行政法人等における状況

地方独立行政法人等（法定雇用率2.6%）に雇用されている障害者の数は91.5人で、前年より3.4%（3.0人）増加しており、実雇用率は2.74%と、前年に比べ0.02ポイント増加した（前年は2.72%）。

地方独立行政法人等は6法人中5法人で達成。

障害者の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部

(令和3年6月1日現在)

1 民間企業における障害者の雇用状況

区 分		企業数 社 人	雇 用 状 況				実雇用率 %	雇用率達成 企業数 企業	雇用率達成 企業割合 %	
			算定基礎 労働者数	障 害 者 の 数						
				A 重度 障害者数 人	B A及びC 以外の障害 者数 人	C 重度以外 の短時間の 障害者数 人				D 合 計 A×2+B +C×0.5 人
企 業 計		2,437 (2,356)	520,975.0 (508,458.5)	2,150 (2,142)	6,955 (6,575)	1,414 (1,203)	11,962.0 (11,460.5)	2.30 (2.25)	1,170 (1,155)	48.0 (49.0)
規 模 別	43.5～ 100人未満	1,272 (1,186)	81,877.0 (77,971.5)	211 (221)	906 (825)	249 (232)	1,452.5 (1,383.0)	1.77 (1.77)	601 (558)	47.2 (47.0)
	100～ 300人未満	834 (829)	129,724.0 (127,710.0)	439 (436)	1,493 (1,478)	346 (346)	2,544.0 (2,523.0)	1.96 (1.98)	424 (442)	50.8 (53.3)
	300～ 500人未満	178 (185)	63,126.0 (65,356.0)	205 (213)	819 (800)	144 (119)	1,301.0 (1,285.5)	2.06 (1.97)	69 (70)	38.8 (37.8)
	500～ 1,000人未満	95 (98)	62,824.5 (64,904.0)	307 (308)	1,028 (1,036)	94 (86)	1,689.0 (1,695.0)	2.69 (2.61)	44 (48)	46.3 (49.0)
	1,000人以上	58 (58)	183,423.5 (172,517.0)	988 (964)	2,709 (2,436)	581 (420)	4,975.5 (4,574.0)	2.71 (2.65)	32 (37)	55.2 (63.8)
	産 業 別	建設業	99 (94)	14,268.5 (14,014.0)	54 (55)	136 (133)	4 (5)	246.0 (245.5)	1.72 (1.75)	47 (44)
製造業		622 (608)	143,972.0 (145,955.0)	849 (889)	1,746 (1,710)	87 (84)	3,487.5 (3,530.0)	2.42 (2.42)	317 (317)	51.0 (52.1)
情報通信業		50 (47)	10,054.5 (9,761.0)	71 (72)	81 (83)	2 (1)	224.0 (227.5)	2.23 (2.33)	17 (20)	34.0 (42.6)
運輸業、郵便業		183 (179)	42,025.0 (41,234.0)	139 (142)	625 (611)	60 (61)	933.0 (925.5)	2.22 (2.24)	98 (104)	53.6 (58.1)
卸売業・小売業		379 (371)	118,523.5 (111,622.0)	289 (279)	1,658 (1,480)	541 (372)	2,506.5 (2,224.0)	2.11 (1.99)	148 (154)	39.1 (41.5)
金融・保険業、不動 産・物品賃貸業		70 (68)	17,095.5 (16,914.0)	59 (54)	174 (168)	12 (12)	298.0 (282.0)	1.74 (1.67)	19 (22)	27.1 (32.4)
学術研究、専門 技術サービス業		85 (84)	23,046.0 (19,054.5)	104 (88)	294 (227)	42 (46)	523.0 (426.0)	2.27 (2.24)	32 (32)	37.6 (38.1)
宿泊業、飲食 サービス業		58 (61)	6,947.5 (8,008.5)	11 (11)	86 (96)	40 (45)	128.0 (140.5)	1.84 (1.75)	22 (22)	37.9 (36.1)
生活関連サービス業 、娯楽業		67 (68)	8,166.0 (8,641.0)	37 (40)	143 (153)	29 (32)	231.5 (249.0)	2.83 (2.88)	31 (30)	46.3 (44.1)
教育、学習支援業		54 (51)	7,061.0 (6,868.0)	22 (24)	74 (67)	39 (37)	137.5 (133.5)	1.95 (1.94)	13 (14)	24.1 (27.5)
医療、福祉		491 (460)	73,674.5 (71,365.5)	274 (273)	1,198 (1,152)	414 (376)	1,953.0 (1,886.0)	2.65 (2.64)	276 (261)	56.2 (56.7)
複合サービス事業		18 (18)	6,531.0 (6,558.0)	29 (28)	83 (80)	6 (7)	144.0 (139.5)	2.20 (2.13)	7 (6)	38.9 (33.3)
サービス業		242 (225)	36,967.0 (35,450.0)	137 (115)	492 (457)	136 (123)	834.0 (748.5)	2.26 (2.11)	133 (118)	55.0 (52.4)
その他		19 (22)	12,643.0 (13,013.0)	75 (72)	165 (158)	2 (2)	316.0 (303.0)	2.50 (2.33)	10 (11)	52.6 (50.0)

(注)

- 算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。
- 障害者の数のA欄「重度障害者数」には、精神障害者の数及び短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)である重度障害者の数は含まれていない。精神障害者の数及び短時間労働者である重度障害者の数はB欄に含まれている。
- 障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、A欄の重度障害者数(重度身体障害者及び重度知的障害者)は、法律上1人を2人に相当するものとして、C欄の重度以外の短時間の障害者数は、法律上1人を0.5人に相当するものとして、合計においてカウントを行っている。ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者は0.5人ではなく1人に相当するものとしてカウントするものとし、この数はC欄ではなくB欄へ含まれている。(①平成30年6月2日以降に採用された者であること、②平成30年6月2日より前に採用された者で同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。)
- ()内は前年の数値である。そのため規模別43.5～100人未満の前年は45.5～100人未満である。

2 公的機関における障害者の雇用状況

区 分	機関数	職員数 (除外職員等を除く)	障 害 者 の 数				実雇用率	雇用率達成 機関数	雇用率達成 機関割合
			A 重度 障害者数	B A及びC 以外の障害 者数	C 重度以外 の短時間の 障害者数	D 合 計 A×2+B +C×0.5			
	機関	人	人	人	人	人	%	機関	%
2. 6%が適用される機関	34 (32)	40,783.0 (40,055.5)	253 (253)	543 (476)	103 (94)	1,100.5 (1,029.0)	2.70 (2.57)	30 (26)	88.2 (81.3)
2. 5%が適用される機関	1 (1)	12,824.0 (12,730.5)	72 (64)	196 (200)	7 (4)	343.5 (330.0)	2.68 (2.59)	1 (1)	100.0 (100.0)

(注)

- 法定雇用率2.5%が適用される機関は、県教育委員会及び一定の市町の教育委員会である。それ以外の機関は、法定雇用率2.6%が適用される。
- ()内は前年の数値である。

障害種別の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部

(令和3年6月1日現在)

民間企業における障害種別雇用状況

区 分		障害者の数	身体障害者の数				知的障害者の数				精神障害者の数			
			A 重度障害者数	B A以外 の障害者数	C 重度以外 の短時間の 障害者数	E 合 計 A×2+B +C×0.5	A 重度障害者数	B A以外 の障害者数	C 重度以外 の短時間の 障害者数	E 合 計 A×2+B +C×0.5	B 常用の 精神障害者 数	C 短時間 の精神障害 者数	D Cのうち 注2のただ し書に該当 する者の数	E 合 計 B+D+ (C-D) ×0.5
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
企 業 計		11,962.0 (11,460.5)	1,730 (1,693)	2,825 (2,773)	456 (408)	6,513.0 (6,363.0)	420 (449)	2,206 (2,054)	671 (540)	3,381.5 (3,222.0)	1,581 (1,467)	630 (536)	343 (281)	2,067.5 (1,875.5)
規 模 別	43.5～ 100人未満	1,452.5 (1,383.0)	185 (171)	465 (420)	71 (78)	870.5 (801.0)	26 (50)	194 (182)	114 (90)	303.0 (327.0)	169 (161)	142 (126)	78 (62)	279.0 (255.0)
	100～ 300人未満	2,544.0 (2,523.0)	402 (398)	721 (728)	133 (134)	1,591.5 (1,591.0)	37 (38)	367 (338)	141 (149)	511.5 (488.5)	353 (348)	124 (127)	52 (64)	441.0 (443.5)
	300～ 500人未満	1,301.0 (1,285.5)	189 (194)	339 (360)	54 (47)	744.0 (771.5)	16 (19)	203 (190)	58 (50)	264.0 (253.0)	216 (194)	93 (78)	61 (56)	293.0 (261.0)
	500～ 1,000人未満	1,689.0 (1,695.0)	280 (275)	384 (402)	30 (30)	959.0 (967.0)	27 (33)	329 (330)	33 (30)	399.5 (411.0)	297 (276)	49 (54)	18 (28)	330.5 (317.0)
	1,000人以上	4,975.5 (4,574.0)	674 (655)	916 (863)	168 (119)	2,348.0 (2,232.5)	314 (309)	1,113 (1,014)	325 (221)	1,903.5 (1,742.5)	546 (488)	222 (151)	134 (71)	724.0 (599.0)
産 業 別	建設業	246.0 (245.5)	53 (54)	97 (96)	2 (4)	204.0 (206.0)	1 (1)	9 (7)	2 (1)	12.0 (9.5)	28 (30)	2 (0)	2 (0)	30.0 (30.0)
	製造業	3,487.5 (3,530.0)	576 (608)	726 (744)	50 (49)	1,903.0 (1,984.5)	273 (281)	603 (569)	29 (27)	1,163.5 (1,144.5)	396 (378)	29 (27)	21 (19)	421.0 (401.0)
	情報通信業	224.0 (227.5)	71 (72)	47 (56)	2 (1)	190.0 (200.5)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	30 (23)	3 (3)	3 (3)	33.0 (26.0)
	運輸業、郵便業	933.0 (925.5)	132 (136)	288 (297)	26 (27)	565.0 (582.5)	7 (6)	202 (186)	24 (23)	228.0 (209.5)	120 (110)	25 (29)	15 (18)	140.0 (133.5)
	卸売業、小売業	2,506.5 (2,224.0)	242 (234)	481 (430)	153 (103)	1,041.5 (949.5)	47 (45)	701 (649)	305 (197)	947.5 (837.5)	362 (363)	197 (110)	114 (38)	517.5 (437.0)
	金融・保険業、不動 産・物品賃貸業	298.0 (282.0)	59 (54)	88 (91)	8 (9)	210.0 (203.5)	0 (0)	25 (28)	2 (1)	26.0 (28.5)	56 (40)	7 (11)	5 (9)	62.0 (50.0)
	学術研究、専門 技術サービス業	523.0 (426.0)	80 (65)	134 (98)	16 (17)	302.0 (236.5)	24 (23)	44 (31)	18 (16)	101.0 (85.0)	107 (89)	17 (22)	9 (9)	120.0 (104.5)
	宿泊業、飲食 サービス業	128.0 (140.5)	11 (11)	26 (26)	11 (17)	53.5 (56.5)	0 (0)	28 (21)	26 (26)	41.0 (34.0)	14 (20)	21 (31)	18 (29)	33.5 (50.0)
	生活関連サービス業 、娯楽業	231.5 (249.0)	19 (17)	43 (47)	13 (14)	87.5 (88.0)	18 (23)	79 (88)	12 (11)	121.0 (139.5)	18 (15)	7 (10)	3 (3)	23.0 (21.5)
	教育、学習支援業	137.5 (133.5)	22 (24)	27 (29)	6 (6)	74.0 (80.0)	0 (0)	6 (4)	24 (25)	18.0 (16.5)	22 (16)	28 (24)	19 (18)	45.5 (37.0)
	医療、福祉	1,953.0 (1,886.0)	240 (216)	439 (434)	96 (91)	967.0 (911.5)	34 (57)	369 (363)	190 (174)	532.0 (564.0)	293 (268)	225 (198)	97 (87)	454.0 (410.5)
	複合サービス事業	144.0 (139.5)	26 (25)	41 (39)	3 (4)	94.5 (91.0)	3 (3)	19 (18)	3 (3)	26.5 (25.5)	20 (15)	3 (8)	3 (8)	23.0 (23.0)
	サービス業	834.0 (748.5)	130 (110)	272 (266)	68 (64)	566.0 (518.0)	7 (5)	97 (75)	36 (36)	129.0 (103.0)	90 (77)	65 (62)	33 (39)	139.0 (127.5)
	その他	316.0 (303.0)	69 (67)	116 (120)	2 (2)	255.0 (255.0)	6 (5)	23 (14)	0 (0)	35.0 (24.0)	25 (23)	1 (1)	1 (1)	26.0 (24.0)

(注)

- 身体障害者の数及び知的障害者の数のA欄の重度障害者数には、短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)である重度障害者の数は含まれていない。短時間労働者である重度障害者の数はB欄に含まれている。
- 障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、A欄の重度障害者数(重度身体障害者及び重度知的障害者)は、法律上1人を2人に相当するものとして、C欄の重度以外の短時間の障害者数は、法律上1人を0.5人に相当するものとして合計においてカウントを行っている。ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者は0.5人ではなく1人に相当するものとしてカウントしている (①平成30年6月2日以降に採用された者であること、②平成30年6月2日より前に採用された者で同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること)。
- ()内は前年の数値である。そのため規模別43.5～100人未満の前年は45.5～100人未満である。

(別紙3)

障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

厚生労働省広島労働局職業安定部

(令和3年6月1日現在)

区分		法定雇用率 未達成企業 の数	不 足 数						障害者の数 が0人である 企業数
			0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 7人以下	7.5人以上	
企 業 計		1,267 (100.0)	807 (63.7)	258 (20.4)	97 (7.7)	62 (4.9)	33 (2.6)	8 (0.6)	735 (58.0)
規 模 別	43.5～ 100人未満	671 (100.0)	607 (90.5)	64 (9.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	626 (93.3)
	100～ 300人未満	410 (100.0)	165 (40.2)	151 (36.8)	59 (14.4)	24 (5.9)	9 (2.2)	0 (0.0)	109 (26.6)
	300～ 500人未満	109 (100.0)	23 (21.1)	22 (20.2)	28 (25.7)	26 (23.9)	10 (9.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
	500～ 1,000人未満	51 (100.0)	9 (17.6)	13 (25.5)	8 (15.7)	7 (13.7)	11 (21.6)	3 (5.9)	0 (0.0)
	1,000人以上	26 (100.0)	3 (11.5)	8 (30.8)	2 (7.7)	5 (19.2)	3 (11.5)	5 (19.2)	0 (0.0)
産 業 別	建設業	52 (100.0)	39 (75.0)	9 (17.3)	2 (3.8)	1 (1.9)	0 (0.0)	1 (1.9)	36 (69.2)
	製造業	305 (100.0)	189 (62.0)	65 (21.3)	24 (7.9)	15 (4.9)	11 (3.6)	1 (0.3)	163 (53.4)
	情報通信業	33 (100.0)	19 (57.6)	7 (21.2)	4 (12.1)	2 (6.1)	1 (3.0)	0 (0.0)	19 (57.6)
	運輸業、郵便業	85 (100.0)	49 (57.6)	25 (29.4)	5 (5.9)	3 (3.5)	2 (2.4)	1 (1.2)	52 (61.2)
	卸売業・小売業	231 (100.0)	142 (61.5)	49 (21.2)	20 (8.7)	10 (4.3)	7 (3.0)	3 (1.3)	139 (60.2)
	金融・保険業、不動 産・物品賃貸業	51 (100.0)	29 (56.9)	14 (27.5)	5 (9.8)	2 (3.9)	1 (2.0)	0 (0.0)	23 (45.1)
	学術研究、専門 技術サービス業	53 (100.0)	37 (69.8)	7 (13.2)	3 (5.7)	3 (5.7)	2 (3.8)	1 (1.9)	30 (56.6)
	宿泊業、飲食 サービス業	36 (100.0)	28 (77.8)	6 (16.7)	0 (0.0)	1 (2.8)	1 (2.8)	0 (0.0)	26 (72.2)
	生活関連サービ ス業、娯楽業	36 (100.0)	25 (69.4)	6 (16.7)	4 (11.1)	1 (2.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	30 (83.3)
	教育、学習支援業	41 (100.0)	22 (53.7)	12 (29.3)	4 (9.8)	2 (4.9)	1 (2.4)	0 (0.0)	26 (63.4)
	医療、福祉	215 (100.0)	145 (67.4)	38 (17.7)	15 (7.0)	11 (5.1)	3 (1.4)	1 (0.5)	116 (54.0)
	複合サービス事業	11 (100.0)	6 (54.5)	2 (18.2)	0 (0.0)	2 (18.2)	1 (9.1)	0 (0.0)	4 (36.4)
	サービス業	109 (100.0)	71 (65.1)	17 (15.6)	11 (10.1)	7 (6.4)	3 (2.8)	0 (0.0)	66 (60.6)
	その他	9 (100.0)	6 (66.7)	1 (11.1)	0 (0.0)	2 (22.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (55.6)

(注)

- 1 上段は企業数、下段は当該企業規模、産業別階級内における構成比。
- 2 不足数とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

障害者の雇用状況(全国平均との比較)

厚生労働省広島労働局職業安定部
(令和3年6月1日現在)

1 民間企業における雇用状況

区 分		実雇用率(%)		達成企業の割合(%)	
		広島県	全 国	広島県	全 国
企 業 計		2.30 (2.25)	2.20 (2.15)	48.0 (49.0)	47.0 (48.6)
規 模 別	43.5～100人未満	1.77 (1.77)	1.81 (1.74)	47.2 (47.0)	45.2 (45.9)
	100～300人未満	1.96 (1.98)	2.02 (1.99)	50.8 (53.3)	50.6 (52.4)
	300～500人未満	2.06 (1.97)	2.08 (2.02)	38.8 (37.8)	41.7 (44.1)
	500～1,000人未満	2.69 (2.61)	2.20 (2.15)	46.3 (49.0)	42.9 (46.7)
	1,000人以上	2.71 (2.65)	2.42 (2.36)	55.2 (63.8)	55.9 (60.0)
	建設業	1.72 (1.75)	1.97 (1.93)	47.5 (46.8)	47.4 (48.3)
	製造業	2.42 (2.42)	2.22 (2.16)	51.0 (52.1)	53.6 (55.0)
	情報通信業	2.23 (2.33)	1.60 (1.77)	34.0 (42.6)	26.3 (27.6)
	運輸業、郵便業	2.22 (2.24)	2.27 (2.23)	53.6 (58.1)	53.2 (54.6)
	卸売業、小売業	2.11 (1.99)	2.04 (2.00)	39.1 (41.5)	37.1 (38.8)
産 業 別	金融・保険業、 不動産・物品賃貸業	1.74 (1.67)	2.10 (2.05)	27.1 (32.4)	34.8 (37.1)
	学術研究、専門・ 技術サービス業	2.27 (2.24)	2.08 (2.00)	37.6 (38.1)	33.2 (34.2)
	宿泊業、 飲食サービス業	1.84 (1.75)	2.14 (2.11)	37.9 (36.1)	46.1 (46.9)
	生活関連サービス業、 娯楽業	2.83 (2.88)	2.34 (2.33)	46.3 (44.1)	41.5 (42.5)
	教育、学習支援業	1.95 (1.94)	1.75 (1.71)	24.1 (27.5)	36.0 (38.3)
	医療、福祉	2.65 (2.64)	2.85 (2.78)	56.2 (56.7)	59.4 (62.1)
	複合サービス事業	2.20 (2.13)	2.08 (2.05)	38.9 (33.3)	40.9 (43.7)
	サービス業	2.26 (2.11)	2.16 (2.10)	55.0 (52.4)	45.7 (46.4)
	その他	2.50 (2.33)	2.33 (2.30)	52.6 (50.0)	51.9 (53.9)

(注)

()内は前年の数値である。そのため規模別43.5～100人未満の前年は45.5～100人未満である。
※雇用義務のある企業は、令和3年からは43.5人以上規模の企業である。

2 公的機関における雇用状況

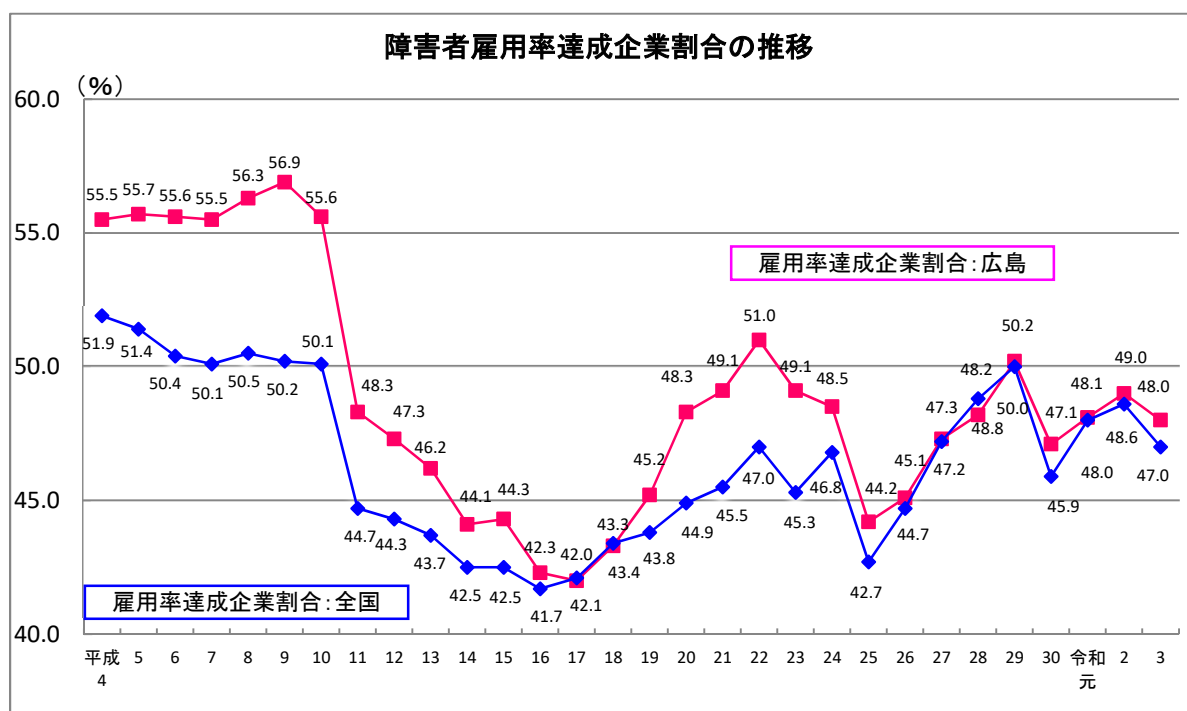
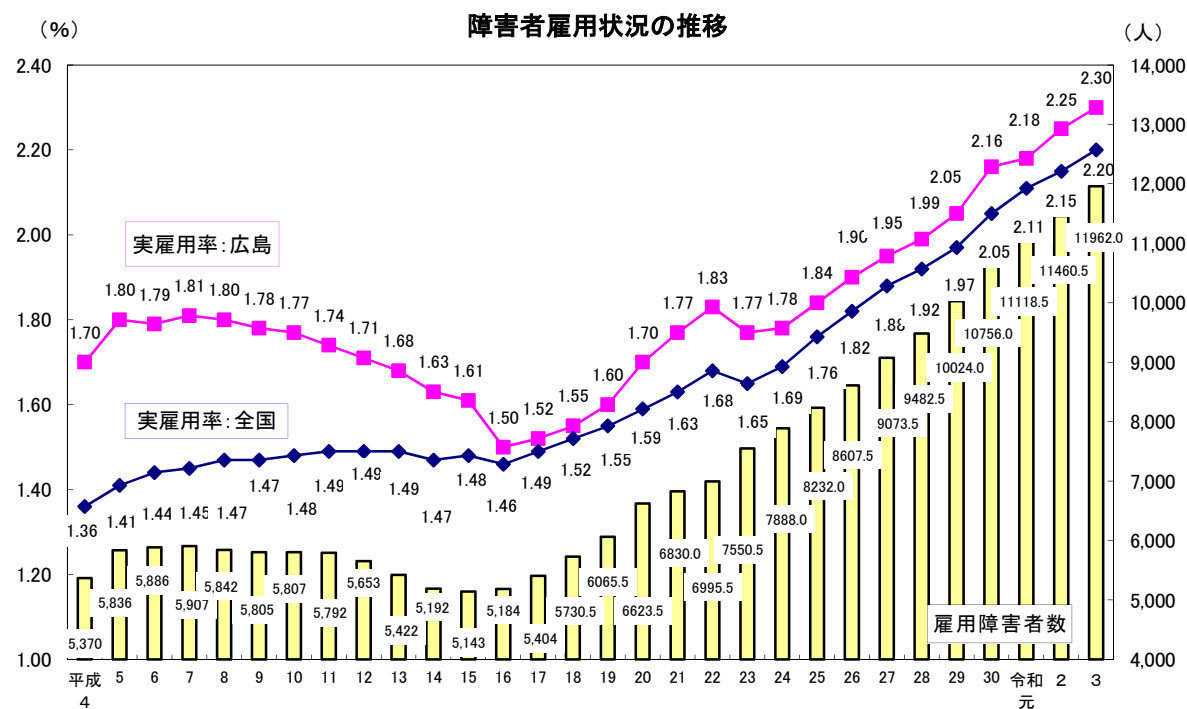
区 分	実雇用率(%)	
	広島県	全 国
雇用率2.6%が適用される機関	2.70 (2.57)	2.57 (2.48)
雇用率2.5%が適用される機関	2.68 (2.59)	2.21 (2.05)

(注)

()内は前年の数値である。
※法定雇用率2.5%が適用される機関は、都道府県教育委員会及び一部の市町村教育委員会である。
※それ以外の機関は、法定雇用率2.6%が適用される。

◎ 障害者雇用状況の推移等

(別紙5)



(注)

- ・ 雇用義務のある企業(令和3年からは43.5人以上規模の企業)についての集計である。
- ・ 法定雇用率の推移 (～H10) 1.6% (H11～H24) 1.8% (H25～H29) 2.0% (H30～) 2.2% (R3～) 2.3%
- ・ 障害者数とは次に掲げる者の合計数である。

平成4年まで
 平成5年以降
 平成17年まで
 平成18年以降
 平成22年まで

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年以降

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 身体障害者である短時間労働者
 (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 知的障害者である短時間労働者
 (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 精神障害者である短時間労働者(※)
 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

公的機関の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部
(令和3年6月1日現在)

1 県の機関の状況 (法定雇用率2.6%)

区 分	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計	7,077.0	189.0	2.67	0.0	
広島県(知事部局・議会事務局)	6,453.0	173.0	2.68	0	特例認定あり(注4)
広島県警察本部	624.0	16.0	2.56	0	

2 市町等の機関の状況 (法定雇用率2.6%)

区 分	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計	33,706.0	911.5	2.70	3.0	
広島市	14,180.5	382.5	2.70	0	特例認定あり(注4)
呉市	1,866.0	53.5	2.87	0	特例認定あり(注4)
竹原市	315.5	8.5	2.69	0	
三原市	966.5	25.5	2.64	0.0	特例認定あり(注4)
尾道市	1,286.0	35.5	2.76	0	特例認定あり(注4)
福山市	6,212.5	162.0	2.61	0.0	特例認定あり(注4)
府中市	429.0	12.0	2.80	0	特例認定あり(注4)
三次市	997.0	27.0	2.71	0.0	特例認定あり(注4)
庄原市	587.5	15.0	2.55	0.0	特例認定あり(注4)
大竹市	356.0	10.0	2.81	0	
東広島市	1,561.5	44.0	2.82	0	特例認定あり(注4)
廿日市市	1,131.5	30.0	2.65	0	特例認定あり(注4)
安芸高田市	343.5	10.0	2.91	0	特例認定あり(注4)
江田島市	342.5	12.5	3.65	0	
府中町	393.5	10.0	2.54	0	特例認定あり(注4)
海田町	232.5	5.5	2.37	0.5	
熊野町	234.5	7.5	3.20	0	
坂町	108.0	1.0	0.93	1.0	
安芸太田町	105.0	2.5	2.38	0	
北広島町	199.0	10.0	5.03	0	
大崎上島町	105.5	2.0	1.90	0	
世羅町	191.5	5.0	2.61	0	特例認定あり(注4)
神石高原町	147.0	3.0	2.04	0	
竹原市教育委員会	48.0	0.5	1.04	0.5	
江田島市教育委員会	72.5	2.0	2.76	0	
海田町教育委員会	54.0	1.0	1.85	0.0	
尾道市病院事業局	740.0	18.0	2.43	1	注5
世羅中央病院企業団	160.0	5.0	3.13	0	
府中市立湯が丘病院	71.5	1.0	1.40	0	
庄原市立西城市民病院	104.5	2.0	1.91	0	
安芸太田町病院事業	106.0	5.0	4.72	0	
宮島ボートレース企業団	57.5	2.5	4.35	0	

注

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成30年6月2日以降に採用された者または平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4の機関は、特例認定を受けている。特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 尾道市病院事業局は令和3年12月1日現在において、不足数0.0人になっている。

3 県の機関の状況（法定雇用率2.5%）

区 分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
広島県教育委員会	12,824.0 (12,730.5)	343.5 (330.0)	2.68 (2.59)	0.0 (0.0)	

注

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成30年6月2日以降に採用された者または平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- ()内は前年の数値である。

地方独立行政法人の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部
(令和3年6月1日現在)

独立行政法人の状況（法定雇用率2.6%）

区 分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計	3,339.0 (3,254.0)	91.5 (88.5)	2.74 (2.72)	2.0 (0.0)	
県立広島大学	298.5 (270.0)	5.0 (8.0)	1.68 (2.96)	2.0 (0.0)	注5
広島市立大学	205.0 (198.5)	6.0 (6.0)	2.93 (3.02)	0.0 (0.0)	
尾道市立大学	68.0 (67.0)	3.0 (3.0)	4.41 (4.48)	0.0 (0.0)	
福山市立大学	76.5 (0.0)	2.0 (0.0)	2.61 (0.00)	0.0 (0.0)	令和3年4月から独立行政法人
広島市立病院機構	2,452.0 (2,472.5)	65.5 (64.5)	2.67 (2.61)	0.0 (0.0)	
府中市病院機構	239.0 (246.0)	10.0 (7.0)	4.18 (2.85)	0.0 (0.0)	

注

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成30年6月2日以降に採用された者または平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- ()内は前年の数値である。
- 県立広島大学は令和3年10月25日現在において、不足数0.0人になっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 3%〔2. 2%〕
(43.5人〔45.5人〕以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 6%〔2. 5%〕
〔労働者数38.5人〔40人〕以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6%〔2. 5%〕
(38.5人〔40人〕以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5%〔2. 4%〕
(40人〔42〕以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、令和3年2月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること